

## 3.2 路面標示と法定外表示(【路面標示手引】参照)

### 3.2.1 路面標示の目的

路面標示は、ペイント、鋸などを用いて様式化された線、記号または文字を路面に描くことにより、道路における交通の安全と円滑を図るとともに、道路構造を保全することを目的としたものである。

### 3.2.2 路面標示の根拠

路面標示のうち、道路標示は道路交通法に基づき都道府県公安委員会が、区画線は道路法に基づき道路管理者が設置するものであり、その種類、様式、設置場所等の細目的事項は標識令に規定されている。

### 3.2.3 路面標示の種類

路面標示は、図 5-4 のとおり分類される。その設置管理者は、カッコ内のとおりである

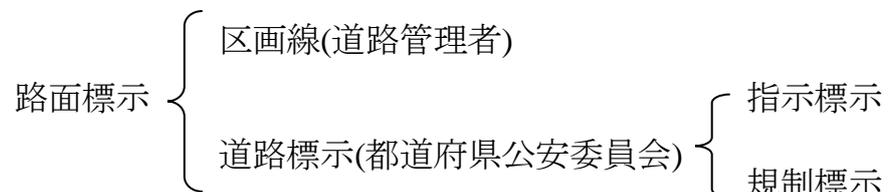


図 5-4 路面標示の分類

### 3.2.4 区画線

区画線には、「車道中央線」、「車線境界線」、「車道外側線」、「導流帯」などがある。区画線は、道路の構造の保全や、広い交差点や変形交差点、線形が複雑な場所などで交通の流れを適切に誘導する必要があるときなどに設けられる。

### 3.2.5 道路標示

道路標示は、規制標示と指示標示に分類される。規制標示は、特定の通行方法

を制限または指定（車両の進入を禁止したり，進路の変更を禁止することなど）するものであり，指示標示は，特定の通行方法ができること（斜め横断ができることや右側通行ができること）や，その区間または場所の道路交通法上の意味，通行すべき道路の部分（そこが横断歩道であることや停止線であることなど）などを示すものである。

規制・指示の種類によって，道路標識・道路標示の両方が定められているものと，どちらか一方しか定められていないものがある。前者には，道路標識と道路標示の両方の設置が交通規制の効力発生の要件とされているもの（信号機の設置していない交差点での横断歩道、自転車横断帯の設置）もあれば，必要に応じ，どちらか一方を設置すれば足りるものもある。

### 3.2.6 区画線と道路標示の関係

区画線と道路標示には，車両の安全かつ円滑な走行を誘導する必要がある場所に設置する「導流帯」ま d p，様式や意味が同じものも多くあり，これらは都道府県公安委員会と道路管理者の両者が設置することができる。このうち，区画線の「車道中央線」，「車道外側線」については，道路標示の「中央線」，「路側帯」とみなす旨が標識令に定められており，道路交通法上の効力が発生する。

### 3.2.7 法定外表示

法定外表示は，法令には定められていないが，交通事故防止上有効であるなどの理由で設置される表示で，道路標識などの効果を明確にしたり，運転者の注意を喚起することに用いられる。その代表例は，停止線前の「止まれ」の文字，交差点クロスマーク表示などである（図 5-5 参照）。あまり多くの種類の法定外表示が設置されると，道路標示の整備効果を低下させるおそれがあることに注意を要する。